

「満洲国」における兵器生産の構造(1)

—奉天造兵所—

平井 廣一

Hirokazu HIRAI

目次

はじめに

I 奉天造兵所(本号)

II 南満陸軍造兵廠(以下次号)

III 在満民間企業

まとめ

〔要旨〕

張作霖政権下の東三省兵工廠を引き継いで1932年に設立された奉天造兵所は、36年に満洲国政府の特殊会社として再編され、政府が同社の株式の80%を所有した。製造兵器は、38式歩兵銃、11年式軽機関銃、3年式重機関銃等の銃器をはじめ、野山砲、歩兵砲、迫撃砲などの火砲、これらの火器に装填する実包、空包、そして弾薬の部品と多岐にわたった。また造兵所の製造兵器は、日本陸軍の兵器として売却されるとともに、満洲国軍や満鉄にも提供された。

はじめに

本稿は、満洲事変を契機とする日本の軍拡財政の特質を把握するための基礎作業として、「満洲国」(関東州を含む)における兵器生産の実態を明らかにしようとするものである。

いうまでもなく、満洲事変は、関東軍を中核とする日本軍と、張学良軍や満洲各地に拠点をもつ反満抗日軍との事実上の戦争であり、日本政府は満洲事件費をはじめとする膨大な軍事費を計上し、なかでも兵器費の膨張は顕著であった。

陸軍省の経費である軍事費や満洲事件費によって調達される兵器は、日本国内の軍工廠や民間工場で生産される場合もあるが、満洲の兵器工場でも生産された。本稿ではこのような在満兵器工場のうち、奉天造兵所と南満陸軍造兵廠における兵器生産を検討し、さら

には在満民間兵器工場で生産される兵器をも視野に入れながら、日本と満洲国との兵器生産の分業関係を明らかにしてみたい。

I 奉天造兵所

奉天造兵所は、奉天軍閥・張作霖政権の兵器工場として1921年に設立された「東三省兵工廠⁽¹⁾」(遼寧兵工廠)を前身とし、1932年10月に「株式会社奉天造兵所」として発足した。公称資本金は200万円であり、三井物産と大倉組がそれぞれ半額を出資した⁽²⁾。

設立時の定款⁽³⁾によれば、同社は、(1)各種兵器及び弾薬類、(2)火薬類及びその原料品、(3)諸器具、機械類、金属及び各種材料及びその製品の各製造、修理、販売を事業とすることになっていた(第2条)。また造兵所は、奉天市内の満鉄附属地に置かれたので(第3条)、満洲国の課税を受けることがなかった。

キーワード：奉天造兵所，陸軍兵器，満洲国

設立から約一年半後の1934年5月には、奉天造兵所は満洲国軍政部大臣と兵器の売買と納品、及び納品時の検査等に関する契約を締結し⁽⁴⁾、後掲表2の【23】にある各種兵器92万円分を製造している。

同社は1936年7月に「株式会社奉天造兵所法」(康德3年7月4日 勅令第116号⁽⁵⁾)によって特殊会社「株式会社奉天造兵所」に改組された。同法第1条では、(満洲国)政府は、兵器工業の統制確立を図るため株式会社奉天造兵所を設立せしむ、として同社を通じて満洲国における兵器工業を統制することとし、第2条でその事業内容として、(1)武器、兵器器材及び弾薬類の製造、修理及び販売、(2)火薬類及びその原料品の製造及び販売、(3)前記各号に付帯する事業を挙げている。設立時の資本金は460万円で、その半額を満洲国政府が所有することになっていた(第3条)。

同社の資本金はその後の増資で1200万円となったが、満洲国政府の出資はその1/3(残額の2/3のうち、1/3を満鉄、1/6ずつを三井物産と大倉組が出資)と一旦は落ち込んだが⁽⁶⁾、1938年4月末現在では、発行株式5万株(資本金2500万円)のうち満洲国軍政部大臣が80%に相当する4万株を所有し、残り1万株を三井物産と大倉組⁽⁷⁾が折半して所有した⁽⁸⁾。したがって、日中戦争後の同社は事実上満洲国の国営企業となった。

1941年4月30日現在での従業員数は⁽⁹⁾、日本人社員728人、日本人工人(作業員)1818人、満洲国人社員142人、「満洲国工人」1万3267人、総計1万5955人であった。また1941年5月1日～1942年4月30日の年間売上代金は2702万4000円、営業経費は2599万円で、これらを含む収支差額(差引当期利益金)は、121万6千円であった。

同期間の業務に関しては、機械類の補修や、合理化に必要な補充を行なったものの、為替資金の取得難と日本へ発注した機械類の受注不許可、建設資材の申請に対する所要数量削

減等によって事業の繰り延べを余儀なくされた。

作業に関しては、予定生産額に対する実績は、技術工の移動と統制による所要材料の補給に円滑を欠き、約19%の減産に追い込まれた。

奉天造兵所の前身となった東三省兵工廠の設備は、関東軍による1933年8月の調査によれば⁽¹⁰⁾、小銃、火砲、実包及び空包、弾丸、火具、鉄材、火薬、迫撃砲の各製造所を擁し、製造兵器は小銃及び軽機関銃・重機関銃、平射歩兵砲、野・山砲及び騎砲、7.5cm高射砲、10.5cm軽榴弾砲、10cmカノン砲、軽迫撃砲及び重迫撃砲、実包及び弾薬に加えて、弾薬原料である無煙火薬及び硝酸、硫酸等多岐にわたっていた。

これらの兵器のうち小銃については、1924年9月の第2次奉直戦争を目前に控えて、兵工廠は日本から技術指導員を招聘して38式歩兵銃、野・山砲とこれら各種兵器に装備する弾丸、信管の製造を開始した。因みに、同兵工廠の敷地面積は70万坪、建坪は7万坪に達し、敷地面積は大阪砲兵工廠の3倍の規模であったとされる。

実際の稼働状況は判明しないが、同兵工廠が製造したとされる38式歩兵銃は、1939年に99式小銃が制式採用されるまで日本陸海軍の制式銃であり、満洲国軍にも装備されていた。また同兵工廠は、日本軍が装備していた軽機関銃及び重機関銃や野・山砲の他に迫撃砲まで生産しており、これらの製造能力を考慮すると満洲事変の勃発当初においては張学良軍と関東軍の兵力の差はあまりなかったと推測できる。

東三省兵工廠の設備の一部は、1932年10月に設立された「株式会社奉天造兵所」にその翌月から貸与され⁽¹¹⁾、さらに36年7月設立の特殊会社「株式会社奉天造兵所」への改組後も、これまで貸与した設備の品目、員数、程度等を調査し、新たな器具機械とともに新会社に貸与された⁽¹²⁾。

表1 奉天造兵所製造兵器及び同社への払下品（1933年度）

通番	製造兵器・払下部品	発注元・兵器・部品入手先	認可日
[1]	[11年式] 軽機関銃400 [3年式] 重機関銃運搬車200 同弾薬運搬車200 92式歩兵砲及び同弾薬車50 同弾薬筒3万 [89式] 重擲弾筒500 同榴弾 弾体7万5000 15kg投下爆弾8000発 38式小銃 [38式歩兵銃] 実包1700万発 同空包1000万発 甲車載式鉄舟48 92式大擲船機5 91式貨車30 92式電信機500 有刺鉄線1000km	兵器本廠注文品	33.5.23
[2]	小銃 [38式歩兵銃] 擬製弾1万発 11年式軽機関銃4	満洲国軍政部注文品 昭和製綱所注文品	33.6.21
[3]	38式歩兵銃10	造兵廠が兵器本廠（関東軍野戦兵器廠在庫分）から借用して払下	34.1.20
[4]	41式山砲（砲車10・器具箱10組等）38式機関銃駄馬具100 11年式軽機関銃60 3年式重機関銃70 10年式擲弾筒50 41式山砲鋼製銃 榴弾弾薬筒3000 重砲砲隊銃10 7.9mmを6.5mm歩兵砲に改修5000	軍政部注文品	34.2.26
[5]	88/SS [88式野戦高射砲] 弾ネジ部品点検具等	日本陸軍弾薬 造兵廠から払下	34.3.12
[6]	88/SS弾・88/TS弾ネジ部品点検具 38/YH [38式野砲] 改90/DD弾検査具等	日本陸軍弾薬 造兵廠から払下	34.3.19
[7]	90/YH 90/RD弾丸点検具等	日本陸軍弾薬 造兵廠から払下	34.3.24

出所：[1]：「奉天造兵所ニ対シ兵器注文ニ関スル件」（C01003982100）、[2]：「奉天造兵所ニ対シ兵器製造引受方認可ニ付報告」（C04011636900）
[3]：「兵器借用ノ件」（C01001967600）、[4]：「兵器注文引受製造方御認可相成度件願」（C01001980500）、[5]：「工具類払下ノ件」（C01001974300）、
[6]：「工具類払下ノ件」（C01001974300）、[7]：「兵器払下ノ件」（C01001975600）。

表1は、設立からほぼ半年を経過した1933年5月に、日本の兵器本廠が奉天造兵所に発注した各種兵器に始まり、33年度（認可の日付が33年4月～34年3月のもの）に造兵所が各機関、部隊から注文を受けた兵器や兵器を製造するために造兵廠から払下を受けた部品等の製品をまとめたものである。

33年5月の兵器本廠からの注文（通番【1】-通番は筆者が便宜上入れた-）に関しては、兵器本廠が造兵所に発注を行なう理由として、株式会社奉天造兵所は、国防上戦時国軍（日本陸軍）の第一線兵器製造所として活躍させる必要がある、とされていた⁽¹³⁾。

注文を受けた兵器を見ると、兵器本体としては、軽機関銃、92式歩兵砲、89式重擲弾筒の火器の他に、鉄舟、操船機、貨車、電信機、有刺鉄線がある。弾薬では89式重擲弾筒の榴弾弾体、15kg投下爆弾、38式歩兵銃の実包・空包等がある。その他、器具として運搬車や弾薬車が発注されている。

このうち、軽機関銃は⁽¹⁴⁾、11年式軽機関銃で、陸軍が1915年から研究開発を始め、1922（大正11）年に制式銃として採用した。重量が10kgと比較的軽く、しかも38式歩兵銃の6.5mm実包をそのまま弾倉に装填でき、実戦兵器としては満洲事変で初めて本格的に使用された。発射速度は毎分500発、給弾方式はホッパー型箱弾倉30発であった。

92式歩兵砲は、1932年に制式化された最新鋭の歩兵砲である。歩兵砲は、日露戦争で機関銃の威力を目の当たりにした陸軍が、前線の歩兵が敵の機関銃を破壊できるように開発した火砲で、それ以前の11年式平射歩兵砲と同年式曲射歩兵砲の機能を併せ持った兵器である。したがって同歩兵砲は、1門でその砲身を高低させることによって平射砲としての低伸弾道と曲射砲としての放物弾道の2種類の射撃が可能であった。

このように「万能砲」あるいは「大隊砲」（1大隊に1門を装備した）といわれて重宝された92式歩兵砲であったが、その反面、平射歩兵砲と曲射歩兵砲の双方の長所を相殺することにもなり、まもなく対戦車速射砲と迫撃砲に取って代わられることになる。

89式重擲弾筒は、【4】にある10年式擲弾筒と同様に、日本陸軍独自の個人用携帯火器である。花火筒のような小さな円筒から命中精度の高い榴弾（弾体内に炸薬を詰め、着弾と同時に炸裂して敵の陣地を破壊する弾丸）を発射でき、その性能は海外からも注目されていた。

擲弾筒の構造は、小型の迫撃砲（大口径かつ短砲身で、砲弾が放物弾道を描いて近距離の遮蔽内にある敵を攻撃する火砲）と同様であるが、重量が3kg～5kgと軽量で、歩兵が片手で保持しながら戦場を移動できるという

機動性を有していた。なお、10年式擲弾筒に装填する弾薬は、10年式手榴弾、11年式発煙弾、10年式照明弾、91式手榴弾、92式催涙弾、92式ガス弾、落下傘付照明弾、流星照明弾であった。

このように、陸軍省兵器本廠から日本陸軍用として奉天造兵所に各種の兵器が発注されたが、満洲国軍政部が統括する満洲国軍からも【2】と【4】のような兵器や弾薬が発注された。銃器本体としては、11年式軽機関銃、3年式重機関銃、10年式擲弾筒などがあり、日本陸軍と同様の火砲とともに、41式山砲の運搬用具が発注されている。

満洲国軍は、1932年12月に、同軍を統率する満洲国軍政部最高顧問の多田駿（当時は少将、陸士23期卒）を通じて38式歩兵銃4万5000挺、44式（あるいは38式）騎銃5000挺の払下申請を陸軍大臣に行ない、そのうち38式歩兵銃1万挺の払下が造兵廠に認可された。また残部の38式歩兵銃3万5000挺と38式騎銃5000挺については、33年3月に軍政部総長の張景恵から払下認可願が出されている⁽¹⁵⁾。さらに33年1月には、多田から国軍装備用として11年式機関銃50挺が払下申請されている⁽¹⁶⁾。このように、満洲国軍は日本陸軍と同様の装備を進めていった。

日本陸軍と満洲国軍以外の発注元としては、警備用に11年式軽機関銃を発注した昭和製綱所がある（【2】）。

【5】【6】【7】は、造兵所が野戦高射砲や野砲の砲弾点検器具の払下を造兵廠に請求したもので、【3】は、造兵所が38式歩兵銃10挺を弾薬の検査用か何かの用途で造兵廠に発注し、造兵廠はそれを兵器本廠からの借用という形式で、関東軍野戦兵器廠の在庫分を振り替えて払下を行なったものと思われる。このように、奉天造兵所は日本の造兵廠や兵器本廠、関東軍野戦兵器廠と密接な関係を持っていた。

続く表2が、翌34年度に造兵所が受注した

兵器と兵器生産のために払下げをうけた部品である。

まず、火器では、11年式軽機関銃と3年式重機関銃が満洲国軍の装備品として同国軍政部から注文を受け（【23】【34】）、そのうち軽機関銃は、【37】のように満鉄の鉄路総局（満洲国国有鉄道の管理機関）から警備用としても注文されている。さらに鉄路総局は、10年式擲弾筒と91式手榴弾を造兵所に発注している（【41】）。

3年式重機関銃⁽¹⁷⁾は、陸軍が日露戦争でロシア軍から鹵獲したレキザー式機関銃の軽量性に着目し、故障も多く不評であった38式機関銃に代わって攻撃と防御のどちらにも使用できる機関銃として開発された。1914（大正3）年東京砲兵工廠で完成し制式化された。開発主任は南部式拳銃で有名な南部麒次郎少佐で、各部に当時の各国の機関銃には見られない独特の長所を持つ優秀な機関銃といわれた。同機関銃は1918年のシベリア出兵で使用され、日本の機関銃が国産兵器としてその生産が軌道に乗ったことを海外に知らしめたとされる。

奉天造兵所が製造する11年式軽機関銃と3年式重機関銃については、【28】のように、銃身や銃尾、放熱筒等一部の部品を東京瓦斯電気株式会社に発注していた。また、6cm迫撃砲（【14】【19】）、41式山砲（【23】【34】【40】【45】）、92式歩兵砲（【13】【27】【32】）、38式歩兵銃（【44】）、3年式重機関銃（【47】）についても、各種の部品を造兵廠からの払下によって入手している。これらの部品提供によって製造した6cm迫撃砲と41式山砲は満洲国軍に提供されていた。

41式山砲⁽¹⁸⁾は、38式山砲の後継砲で、明治41（1908）年に制式となった火砲である。日露戦争で砲身後座式火砲の導入に迫られた陸軍は、クルップ社から75mm野砲を購入し、これを38式野砲として制式化した。また31年式速射山砲に代わる新型山砲にも同様の機能

「満洲国」における兵器生産の構造 (1)

表2 奉天造兵所製造兵器及び払下品 (1934年度)

通番	製造兵器・払下部品	発注元・兵器・部品入手先	認可日
[8]	10/ED〔10年式擲弾筒〕弾丸点検具等	日本陸軍用弾薬製造のため造兵廠から払下	34.4.12
[9]	92式重機関銃2 改造7.7mm 3年式機関銃 改造7.7mm歩兵銃5 7.7mm検圧銃2	92式重機関銃普通実包検査用 造兵廠から払下	34.4.12
[10]	41/SH〔41式山砲〕屯管用火工器具組	造兵廠から払下	34.4.20
[11]	大中口径用検圧器2個その他	造兵廠から払下	34.4.20
[12]	91/ED〔91式擲弾筒〕信管検査具図5部	日本陸軍用弾薬 造兵廠から払下	34.5.5
[13]	92/HH〔92式歩兵砲〕照準器歯切カッター1組	日本陸軍用兵器 造兵廠から払下	34.5.5
[14]	6/SH〔6cm迫撃砲〕砲身(半製品)20個	軍政部用 造兵廠から払下	34.5.5
[15]	92/KG〔92式重機関銃〕用普通実包用薬莢・弾丸・雷管管体各1万個等	日本陸軍用弾薬 造兵廠から払下	34.5.5
[16]	92/KG弾丸体1500個	日本陸軍用弾薬 造兵廠から払下	34.5.5
[17]	26式拳銃弾丸(特殊火薬検査用)3000個 同薬莢3000個	造兵廠から払下	34.5.5
[18]	10/ED用雷管体・雷管管体各35000個	軍政部用 造兵廠から払下	34.5.5
[19]	6/SH砲身(半製品)10個 同砲身托架(半製品)11個	軍政部用 造兵廠から払下	34.5.5
[20]	0.6mm方形薬100kg	89式重擲弾筒・92式歩兵砲試験射撃用 造兵廠から払下	34.5.7
[21]	38/HG〔38式歩兵銃〕弾丸体3000個	日本陸軍用弾薬 造兵廠から払下	34.5.11
[22]	38/YH〔38式野砲〕圧搾弾2000個	軍政部用 造兵廠から払下	34.5.16
[23]	41式山砲砲車・器具箱・駄馬具等各10 11年式軽機関銃100 3年式機関銃100 同実包160万 爆破用信管3万 爆発缶2000 小銃擬製弾10万 38式野砲 点火薬莢1万 91式曳火手榴弾1万等注文額合計917,680円	軍政部用	34.5.24
[24]	92式重機関銃3	造兵廠が兵器本廠(関東軍野戦兵器廠)から借用して払下	34.6.1
[25]	92/KG普通実包製造見本用雷管管体100個 雷管(完成品)100個	日本陸軍用弾薬 造兵廠から払下	34.7.9
[26]	38/KH10〔機関銃〕用薬莢50個・同薬莢蓋200個	造兵廠から払下 日本陸軍用か?	34.8.14
[27]	92HH〔歩兵砲〕車輪300個	造兵廠から払下 日本陸軍用か?	34.9.13
[28]	3年式機関銃部品(床尾・銃身・放熱筒等各100) 11年式軽機関銃部品(銃身・放熱筒・尾筒等各50個)	東京瓦斯電気に注文	34.9.29
[29]	7.9mm小銃実包6000発	満鉄注文品を製造	34.10.3
[30]	7.9mm小銃実包3万発	満鉄注文品を製造	34.10.16
[31]	11年式軽機関銃5 同実包2万1600発	満鉄注文品を製造	34.10.30
[32]	92式歩兵砲部品	造兵廠から払下	34.11.12
[33]	3年式機関銃空包用2号空砲薬 3箱	満洲国注文 造兵廠から払下	34.11.22
[34]	11年式軽機関銃200 同空包銃身200 3年式機関銃50 同空包銃身150 38式野砲予備品車10 38式歩兵銃空砲30万発 軽機関銃空包20万発 41式山砲砲車 同器具箱 7.9mm長銃を6.5mmに改修3000 クルップ式薬莢 爆管1万 1号空包薬200 軽迫撃砲半成弾薬を完成弾薬に制作8500等490,594円	満洲国軍政部注文品	34.12.17
[35]	テトリール火薬(手榴弾信管用)200kg	満洲国政府注文用 造兵廠(関東軍野戦兵器廠)から払下	35.1.10
[36]	7.9mm小銃実包7000発	満鉄鉄道建設局注文品	35.1.14
[37]	11年式軽機関銃50挺 弾薬25万発 7.9mm小銃弾薬15万発	鉄路総局注文品	35.1.16
[38]	90式野砲 薬莢製造方式1部	造兵廠から払下	35.1.24
[39]	1号火導薬50kg 0.6mm方形薬40kg	3年式複動信管用及び89式擲弾筒用 造兵廠が関東軍野戦兵器廠で払下	35.1.31
[40]	41式山砲駄馬具150組	満洲国軍政部注文品	35.2.1
[41]	10年式擲弾筒30 91年式曳火手榴弾500	鉄路総局注文品	35.2.7
[42]	1号火導薬50kg 0.6mm方形薬	3年式復働信管・89式擲弾筒用	35.2.15
[43]	7.9mm小銃弾3000発	大同殖産会社注文品	35.2.25
[44]	38式歩兵銃部品(照尺座・表尺飯等27種各3000個)	在満部隊修理用 造兵廠から払下	35.2.28
[45]	41式山砲用複座発条10門分	造兵廠から払下	35.2.28
[46]	38式野砲(火薬検査砲)1門	兵器本廠から関東軍に交付したものを貸与	35.3.16
[47]	3年式重機関銃高射用具100組 11年式軽機関銃実包挿弾子100万組 3年式機関銃実包挿弾板銃100万 38式銃空包挿弾子50万 7.9mm銃空包挿弾子 20万 6.5mm機関銃空包30万 14式薬莢爆管1万 14式7.7mm野砲薬莢	日本陸軍用	35.3.19

出所:[8]:「工具類払下ノ件」(C0101977700), [9]:「九二式重機関銃外三点払下ノ件」(C01001978100), [10]:「兵器払下ノ件」(C01001981800), [11]:「検圧器外三点払下ノ件」(C01001981600), [12]~[14]:「工具類及兵器半製品払下ノ件」(C01001979700), [15]:「九二式機関銃普通実包薬莢外8点払下ノ件」(C01001982000), [16]:「九二式機関銃弾丸体払下ノ件」(C01001981900), [17]~[19]:「兵器半製品払下ノ件」(C01001980800), [20]:「火薬払下ノ件」(C01001980000), [21]:「兵器払下ノ件」(C01001982500), [22]:「兵器払下ノ件」(C01001983400), [23]・[28]:「兵器註文引受製造認可ノ件」(C01002001000), [24]:「兵器借用ノ件」(C01001986200), [25]:「兵器払下ノ件」(C01001991700), [26]:「兵器払下ノ件」(C01001995800), [27]:「兵器払下ノ件」(C01001998900), [29]:「兵器註文引受製造認可ノ件報告」(C04012025700), [30]:「兵器註文引受製造認可ノ件報告」(C04012030400), [31]:「兵器註文引受製造認可ノ件報告」(C04012043400), [32]:「兵器払下ノ件」(C01002007700), [33]:「火薬払下ノ件」(C01002008700), [34]:「兵器註文引受製造認可ノ件報告」(C04012067000), [35]:「火薬払下ノ件」(C01006750600), [36]:「弾薬註文引受製造認可ノ件報告」(C04012072900), [37]:「兵器弾薬註文引受製造認可ノ件報告」(C04012077100), [38]:「薬莢製造方式ノ件」(C01006650700), [39]:「火薬払下ノ件」(C04012077700), [40]:「兵器註文引受製造認可ノ件報告」(C04012084700), [41]:「兵器註文引受製造認可ノ件報告」(C04012089000), [42]:「火薬類借用ノ件」(C01006653100), [43]:「弾薬註文引受製造認可ノ件報告」(C04012100500), [44]:「兵器払下ノ件」(C01006655000), [45]:「兵器払下ノ件」(C01006655000), [46]:「火薬検査用火砲交付ノ件」(C01006657200), [47]:「兵器及弾薬註文引受製造認可報告」(C04012112200)。

が必要となったことから、軽量火砲の41式山砲としてこれを制式化した。同砲は、放列姿勢のまま1頭または2頭の馬で輓曳することができるが、通常は分解して6頭の馬に分載した。このように、同砲は構造が簡単で分解

や組み立ても容易で機動性に富んでいた。

満洲事変の際、齋々ハ爾を攻略した第2師団は、中国側から鹵獲した山砲を各歩兵聯隊に2門ずつ配当した。山砲は機動力に優れ、歩兵と一体化した行動をとることができる

え、その威力は従来の歩兵砲よりも格段に優れていた。なお、41式山砲は1932年に後継型として94式山砲が完成したので同砲は歩兵砲として活用された⁽¹⁹⁾。

次に、弾薬の製造とそのためを受けた払下部品は極めて多品種に上る。弾薬は、38式野砲圧搾弾(【22】)、3年式重機関銃実包(【23】)、7.9mm小銃⁽²⁰⁾実包(【29】【30】【36】【43】)が製造され、そのうち【22】と【23】は満洲国軍用であった。また7.9mm小銃の実包は満鉄と大同殖産が購入した。

弾薬部品については、92式重機関銃用(【15】【16】【25】)、26式拳銃用(【17】)、10年式擲弾筒用(【18】)、38式歩兵銃用(【21】)、38式野砲用(【22】【23】)、38式機関銃用(【26】)、3年式重機関銃用(【33】)に各種品目が造兵廠から払下げられている。そのうち92式重機関銃用弾丸は日本陸軍用、10年式擲弾筒と38式野砲は

満洲国軍用となっていた。

このように、奉天造兵所は11年式軽機関銃や3年式重機関銃等の銃器をはじめ、各種の兵器・弾薬部品の払下をうけて完成品を製造していたが、【20】【39】【42】のように、造兵廠から火薬の払下を受けて各種兵器の試験や製造を行っていた事例もある。その他、【8】～【12】によれば、造兵廠から造兵所が製造した弾丸の検査用器具の払下をうけていることが判明する。

続いて表3は、1935年度の製造兵器と払下部品、及び兵器の発注元(部品では払下元)の一覧表である。まず造兵所が製造して売り渡した火器としては、【51】【57】【68】【70】の11年式軽機関銃、【68】の3年式重機関銃、【70】の38式歩兵銃があり、販売先は大同殖産や満洲採金、満洲国軍政部、及び鉄路総局である。

このうち軽機関銃と重機関銃は、表1と表

表3 奉天造兵所製造主要兵器及び払下品 (1935年度)

通番	製造兵器・払下部品	発注元・兵器・部品入手先	認可日
【48】	7.9mm小銃弾薬2000発	満洲炭鉱株式会社注文品	35.4.17
【49】	7.9mm小銃実包3000発	大同殖産会社注文品	35.5.6
【50】	92/HH (92式歩兵砲) 車輪用軸	大阪工廠から払下	35.5.15
【51】	11年式軽機関銃3挺 弾薬9000発	大同殖産会社注文品	35.5.30
【52】	7.9mm小銃実包5000発	杉頭奉仕団注文品	35.6.9
【53】	黒色小粒薬100kg	40式薬莖爆管製造用	35.6.19
【54】	黒色細粒薬270kg	3年式復働信管等製造用	35.7.6
【55】	92/HH 複座発条右巻・左巻各46個	造兵廠から払下	35.7.22
【56】	13式歩兵銃実包10万発 同狭弾匣5万発 11年式軽機関銃実包35万発 38式歩兵銃実包10万発 同空包10万発 同狭弾匣5万発	鉄路総局注文品	35.7.25
【57】	11年式軽機関銃10挺	満洲採金会社注文品	35.7.25
【58】	黒色細粒薬270kg	造兵廠が兵器本廠から借用して払下	35.8.3
【59】	38/HG (38式歩兵銃) 実包部品分解図 制作機関	造兵廠から払下 (特許・秘密なし)	35.8.14
【60】	7.9mm小銃実包5000発	在郷軍人会北票分会注文品	35.8.26
【61】	茗亜薬100kg	91式曳火手榴弾製造用	35.9.10
【62】	チェココ軽機関銃弾薬5000発 套筒7.9mm歩兵銃弾薬1500発	延和金鉱有限公司注文品	35.9.11
【63】	88/7GH (88式7cm野戦高射砲) 検査具図 (点検具図共) 各2部		35.11.15
【64】	15cm榴弾砲大架側板半製品5門分	野戦重砲兵第9連隊保管の側板修理	35.11.29
【65】	普通・小型黒色火薬用圧磨機制作図各1部	造兵廠から払下	35.12.9
【66】	7.7mm機関銃実包・空砲・保弾板各製造方式各2部	造兵廠から払下	35.12.10
【67】	7.7mm機関銃実包用無煙小銃薬1箱 同空包薬1箱	造兵廠 (関東軍野戦兵器廠) から払下	35.12.26
【68】	38式歩兵銃1000 3年式機関銃20 11年式軽機関銃60 同実包47800発	満洲国軍政部注文品	36.1.4
【69】	試製3番管状薬1箱	92式普通実包用	36.2.6
【70】	11年式軽機関銃50挺 38式歩兵銃1500挺	鉄路総局注文品	36.3.2
【71】	7.9mm小銃実包1万発	天津三星洋行注文品	36.3.12
【72】	7.9mm小銃実包3000発	満洲電信電話株式会社注文品	36.3.20
【73】	0.6mm方形薬4箱 黒色小粒薬12箱	92式歩兵砲製造用	36.3.31

出所：【48】：「奉天造兵所ニ対シ注文兵器製造認可ノ件」(C04012129300)、【49】：「弾薬注文引受製造認可ノ件報告」(C04012134800) 【50】：「兵器払下ノ件」(C01006665300)、【51】：「兵器弾薬注文引受製造認可ノ件報告」(C04012148200)、【52】：「弾薬注文引受製造認可ノ件報告」(C04012150800)、【53】：「火薬払下ノ件」(C01006669900)、【54】：「火薬払下ノ件」(C04012179200)、【55】：「兵器払下ノ件」(C01006675100)、【56】：「兵器弾薬注文引受製造認可ノ件」(C04012181900)、【57】：「兵器弾薬注文引受製造認可ノ件」(C04012181800)、【58】：「火薬借用ノ件」(C01002064500)、【59】：「図面払下ノ件」(C01006705200)、【60】：「弾薬注文引受製造認可ノ件報告」(C04012205100)、【61】：「火薬払下ノ件」(C04012205600)、【62】：「弾薬注文引受製造認可ノ件報告」(C04012213400)、【63】：「図面払下ノ件」(C01006707900)、【64】：「兵器払下ノ件」(C01002077600)、【65】：「図面払下ノ件」(C01002078800)、【66】：「7.7耗機関銃普通実包他2点製造方式払下ノ件」(C01002078900)、【67】：「火薬払下ノ件」(C01002080800)、【68】：「兵器及弾薬注文引受製造認可ノ件報告」(C04012252700) 【69】：「火薬払下ノ件」(C01006754900)、【70】：「兵器注文引受製造認可ノ件報告」(C04012282500)、【71】：「弾薬注文引受製造認可ノ件報告」(C04012183500)、【72】：「弾薬注文引受製造認可ノ件報告」(C04012291500)、【73】：「火薬払下ノ件」(C01006761300)。

「満洲国」における兵器生産の構造 (1)

2でも軍政部に売却されており、満洲国軍の装備兵器として製造が続けられたことがわかる。92式歩兵砲の製造においては、造兵廠から車軸とバネの払下げをうけている (【50】【55】)。

弾薬は、7.9mm小銃実包 (【48】【49】【52】【60】【71】【72】)、13年式歩兵銃 (村田銃) 実包 (【56】)、11年式軽機関銃実包 (【56】)、38式歩兵銃実包 (【56】) を製造している。また7.7mm機関銃 (92式重機関銃) 用実包・空包の製造にあたっては、造兵廠から製造方式 (図面)

の払下を受けた (【66】)。

これらの弾薬のうち、7.9mm小銃弾は、満洲炭鉱、大同殖産、天津三星洋行⁽²¹⁾、満洲電電等の在満・在中国企業や在郷軍人会に販売されたが、大口の注文者は【56】の鉄路総局で、13年式村田銃、38式歩兵銃の両小銃の実包20万発と軽機関銃実包35万発を注文している。

表4と表5は、表1～表3と同じく1936年度と37年度～40年度における奉天造兵所の製造兵器と払下部品の一覧表であるが、確認

表4 奉天造兵所製造兵器と払下部品 (1936年度)

通番	製造兵器・払下部品	発注元・部品入手先	認可日
【74】	38式歩兵銃用表尺飯650個 遊標650個	在満諸部隊装備品の修理用 造兵廠から払下	36.4.6
【75】	7.9mm小銃実包100万発 7.63mm拳銃実包70万発	天津三星洋行注文品	36.4.15
【76】	14年式拳銃弾倉200個	在満諸部隊装備品の修理用に造兵廠から払下	36.4.28
【77】	94式37mm砲自緊済砲身素材12門分	火砲製造用に造兵廠から払下	36.4.23
【78】	11年式軽機関銃実包1万発	延和金鉱有限公司注文品	36.6.3
【79】	1号火導薬4箱 (100kg)	信管類製造用	36.6.5
【80】	38式歩兵銃空砲2万発 7.9mm小銃空砲挿弾子10万発 11年式軽機関銃空包挿弾子5万発	鉄路総局注文品	36.7.4
【81】	7.9mm小銃20挺	満洲炭鉱株式会社注文品	36.7.4
【82】	7.9mm歩兵銃2000挺 同実包150万発	支那駐屯軍経由で冀察政權注文品	36.7.10
【83】	軽機関銃120挺 同実包20万4千発	満洲国民生部警務司注文品	36.7.10
【84】	14/FG用弾倉200個 94/37H自緊済砲身素材10個	造兵廠から払下	37.1.14
【85】	94/37H自緊済砲身素材半製品22個	造兵廠から払下	37.2.15

出所: 【74】「兵器払下ノ件」(C01006764700)、【75】「弾薬註文引受製造認可ノ件報告」(C04012301300)、【76】「兵器払下ノ件」(C01006769900)、【77】「兵器払下ノ件」(C01006768900)、【78】「弾薬註文引受製造認可ノ件報告」(C04012341600)、【79】「火薬払下の件」(C01006774900)、【80】「弾薬註文引受製造認可ノ件報告」(C04012544800)、【81】「兵器註文引受製造認可ノ件報告」(C04012354700)、【82】「兵器及び弾薬引受製造認可ノ件報告」(C04012373900)、【83】「兵器及び弾薬引受製造認可ノ件報告」(C04012373800)、【84】「兵器払下ノ件」(C01006859500)、【85】「兵器払下ノ件」(C01006855700)。

表5 奉天造兵所製造兵器と払下品 (1937～40年度)

通番	製造兵器・払下部品	発注元・部品入手先	認可日
	1937年度		
【86】	黒色小粒薬100kg 黒色粉薬50kg 0.5mm方形薬200kg	91式曳火手榴弾製造用	37.10.5
【87】	30年式銃剣2万振 38式歩兵銃1万5000挺 38式騎銃2000 89式重擲弾筒400 11年式軽機関銃200 96式軽機関銃400 92式重機関銃100 94式37mm砲10 同弾薬車100 92式歩兵砲40 41式山砲10 38式歩兵銃実包2000万発 92式重機関銃実包500万発 92式歩兵砲用92式榴弾丸及び薬莢各8万 89式重擲弾筒用89式榴弾丸10万 改造38式野砲用94式榴弾丸及び薬莢各7万 94式軽迫撃砲94式榴弾丸2000	関東軍の委託製造 臨時軍事費支弁 (目途額735万円)	38.3.4
【88】	41式山砲1門 1938年度	1号方形薬製造試験用 野戦兵器廠備付	38.3.12
【89】	88/7YGH [88式7cm野戦高射砲] 薬莢100個	制作見本用 造兵廠から払下	38.4.14
【90】	94式37mm砲自緊済砲身素材55門分 94式山砲自緊済砲身素材25門分	造兵廠から払下	38.6.18
【91】	32年式軍刀乙1512振 30年式銃剣5000振 10年式擲弾筒	満洲国防部隊用	38.9.24
【92】	10年式拳銃信号弾 10年式擲弾筒照明弾 同信号弾 93式演習用信号弾 同空包 94式小発煙筒甲及び乙 10年式手投照明弾 10年式地上信号弾 94式代用発煙筒 89式催涙筒 93式持久瓦斯現示筒等	在満部隊演習用	38.10.7
【93】	94式山砲自緊済砲身素材20門分 94式迫撃砲砲身素材60門分 87式7cm野戦高射砲用信管・被筒各25個	造兵廠から払下	38.12.15
【94】	1939年度 薬莢塗装・薬莢口面取盤・実包検定機図面各1部 1940年度	造兵廠から払下	39.12.16
【95】	チェコ式7.9mm軽機関銃用弾丸・薬莢各5000発	製造研究用として兵器本部から払下	40.7.16
【96】	89式重擲弾筒89式榴弾用88式小瞬発信管2万5000個 同榴弾装薬用0.5mm 方形薬75kg	満洲国軍注文品を製造 兵器本廠から払下	40.11.12

出所: 【86】「火薬払下ノ件」(C01006906800)、【87】「兵器調弁ノ件」(C04010294300)、【88】「試験用火砲特別備付ノ件」(C04012627100)、【89】「兵器払下ノ件」(C01007008100)、【90】「兵器払下ノ件」(C01007019200)、【91】「兵器増加交付ノ件」(C01003390800)、【92】「演習費支弁弾薬調弁ニ関スル件」(C04012645100)、【93】「兵器払下ノ件」(C01001051700)、【94】「図面払下ノ件」(C01002284400)、【95】「火薬類並ニ「チ」式7耗9軽機関銃実包部品払下ノ件」(C01002417200)、【96】「火薬類払下ノ件」(C01002447300)。

できる件数が表1～表3に比べて相当少なくなっている。したがって表4と表5では、造兵所が製造した兵器の種類や員数が過小である可能性が高いが、一応その内容を検討すると以下ようになる。

まず1936年度の製造兵器を示す表4によれば、造兵所の製造兵器は、【81】【82】の7.9mm小銃(歩兵銃)、【83】の軽機関銃がある。兵器部品では【74】の表尺板と遊標、【76】の弾倉、【84】【85】の砲身素材があり、それぞれ38式歩兵銃、14年式拳銃、94式歩兵砲の製造に用いられた。

これらの小銃と機関銃の発注元は、満洲炭鉱、冀察政権、満洲国警務司である。冀察政権(冀察政務委員会)は、支那駐屯軍が設立した冀東防共自治政府に対抗して国民政府が樹立した緩衝政権であり、奉天造兵所は支那駐屯軍を經由して小銃と実包を売却することによって同政権の懐柔に一役買っていたことになる。

弾薬の売却先には、表3にも登場する天津三星洋行の他に、延和金鉱、鉄路総局、満洲国警務司が上がっている。

表5が、日中戦争期以降の造兵所の製造兵器と兵器製造のために払下を受けた部品である。兵器では、【87】の関東軍の委託製造品が多く、種類もこれまでに製造した38式歩兵銃や11年式軽機関銃、92式重機関銃、89式重擲弾筒、41式山砲に加えて、30年式銃剣、38式騎銃、94式37mm砲が加わっている。

これらの兵器のうち30年式銃剣は満洲国国防部(旧軍政部)部隊、すなわち満洲国軍にも売却されている(【91】)。満洲国軍に売却する89式重擲弾筒部品として、【96】の発信管が造兵廠から提供された。造兵廠からの払下兵器部品としては、【90】の94式37mm砲用砲身素材がある。

弾薬は、38式歩兵銃及び92式重機関銃の実包、89式及び92式榴弾丸、改造38式野砲用94式榴弾、94式軽迫撃砲用94式榴弾等(【87】)、

10年式拳銃用各種信号弾・照明弾(【92】)がある。これらの弾丸の他に、造兵所は原料用火薬の払下を受けて91式曳火手榴弾と89式重擲弾筒を製造した(【86】【96】)。

以上、表1から表5によって、1933年度から1940年度までに奉天造兵所が製造した兵器と、兵器を製造するために造兵廠から払下を受けた部品について、製造や払下げの認可日順に列挙したが、以下では、造兵所が製造した兵器をその売却先ごとに整理しておく。なお、部品の払下を受けて製造した兵器については、売却先が判明するもののみをあげる。

まず、満洲国軍用の兵器としては、11年式軽機関銃及び同実包、同機関銃空包銃身、3年式重機関銃及び同実包、同機関銃空砲銃身、10年式擲弾筒及び同弾丸部品、38式歩兵銃及び同銃擬製弾、32年式軍刀、30年式銃剣、38式野砲砲弾、41式山砲用砲車等各種部品、6cm迫撃砲砲身、89式重擲弾筒用弾丸部品等が発注された。

これら満洲国軍用の兵器を購入したのが満洲国軍械廠である。同廠は、1933年5月に「軍械廠令(満洲国軍令第3号)⁽²²⁾」によって設立された。軍械廠令によれば、軍械廠は軍政部総長の管理に属し、兵器の購買・貯蔵・保存・修理・支給・交換・検査及び廃品処分を行なうとされた(第1条)。したがって、表2の【23】と【34】にあるように、2件の総額150万円は、軍械廠への売却額となる。

日本陸軍用として製造する兵器、及び兵器生産のための払下部品としては、造兵所の技術水準向上のために33年5月に発注した11年式軽機関銃、3年式重機関銃、92式歩兵砲、89式重擲弾筒(以上火器)、重機関銃と弾薬の運搬車、92式歩兵砲用弾薬車、38式歩兵銃実包等の完成品に始まり、その後は88式野戦高射砲や38式野砲砲弾の検査器具、92式重機関銃弾丸部品、92式歩兵砲車輪及び同砲部品製造器具、10年式擲弾筒弾丸部品、38式機関銃弾丸部品、3年式重機関銃高射用具、11年

式軽機関銃実包部品等があるが、日本陸軍用と明記された兵器は時代が下るにつれて少なくなる。

日中戦争後には、関東軍の委託を受けて、銃剣、歩兵銃、騎銃、11年式軽機関銃、3年式重機関銃、41式山砲、89式重擲弾筒などのように満洲事変以前に制式化された銃剣や火器に加えて、92式歩兵砲、92式重機関銃、94式37mm砲、96式軽機関銃、94式軽迫撃砲用榴弾等、事変後に制式化された最新兵器も製造している。

また、満洲国軍や日本陸軍などの軍隊以外にも、昭和製綱所、満鉄や鉄路総局、満洲電電、大同殖産、満洲炭鉱、満洲採金などの在満企業が警備用銃器として軽機関銃や7.9mm小銃とその実包を多数発注している。

総じて、奉天造兵所は、設立当初の日本陸軍用の兵器製造工場から、満洲国軍と在満企業に対する兵器の製造と販売を目的とする兵器工場へとその性格を変化させていったと考えられる。

表6は、日中戦争直前の1937年6月23日に陸軍省が策定した「軍需品製造工業五年計画要綱」による「満洲ニ於ケル主要軍需品戦時月製造目途数量」で、1941年の目標値を示している⁽²³⁾。この時点では南満陸軍造兵廠はまだ設立されていないので(同廠の設立は1938年)、表6の兵器は奉天造兵所の製造兵器と考えてよい。

同表によれば、火器には、小銃(38式歩兵銃)、(11年式)軽機関銃、(92式)重機関銃、機関砲、重擲弾筒、各種歩兵砲、小・中口径砲、高射砲があがっている。また弾薬は、6.5mm及び7.7mm実包(6.5mmは38式歩兵銃・11年式軽機関銃用、7.7mmは92式重機関銃用)の他、20mm実包、手榴弾、重擲弾筒用弾丸、37・57・75mm弾丸、10cm・15cm級弾丸、15kg・50kg・100kg・250kg・500kg爆弾、火薬、信管、薬莖がある。

これらの火器や弾薬を表1～表5に示され

表6 軍需品製造工業五年計画要綱 策定時の兵器製造目標

品目	数量
小銃	5,000
軽機関銃	350
重機関銃	500
機関砲	20
重擲弾筒	200
各種歩兵砲	15
小口径砲	25
高射砲	5
中口径砲	10
戦車(装甲車共)	50
実包	...
20mm実包	35,000
手榴弾	170,000
重擲弾筒	110,000
37mm弾丸	36,000
57mm弾丸	10,000
75mm弾丸	350,000
10cm級弾丸	35,000
15cm級弾丸	20,000
15kg爆弾	10,000
50kg爆弾	5,000
100kg爆弾	1,000
250kg爆弾	800
500kg爆弾	500
火薬	...
信管	...
薬莖	...

出所:「軍需品製造工業 五年計画要綱 昭和12年6月23日」
別表第7 満洲ニ於ケル主要軍需品戦時月製造目途数量標準表(5年後ニ期待ス) (C12121650500)

表7 太平洋戦争期の奉天造兵所製造兵器

	1942	1943	1944
30年式銃剣	10,000	20,000	30,000
99式小銃	2,865	3,000	3,000
99式Lg〔軽機関銃〕	120	150	130
92式Mg〔重機関銃〕	90	100	120
92式iA〔歩兵砲〕	50	50	50
92式BA〔山砲〕	15	10	4
86式7cm AA〔野砲〕	12	10	8
88式7特殊型	0	7	7
92式37耗砲	10	10	0

出所:「満洲に関する用兵の観察 第7巻 第4篇 満洲に於ける各種作戦の史的観察 第3章 兵站」(C13010007500)

た1933年～40年の奉天造兵所の製造兵器と比較すると、11年式軽機、92式重機、重擲弾筒、歩兵砲、高射砲の他、6.5mm及び7.7mm実包、手榴弾、15kg投下爆弾等、ほとんどの兵器が共通していることがわかる。

太平洋戦争期に奉天造兵所はどのような兵器を製造していたのか。まず表7の1942～1944年度では、満洲事変期に新たに制式となった92式重機関銃、92式歩兵砲、92式山砲に加えて、38式歩兵銃に代わる99式小銃(口径7.7mm)と99式軽機関銃が新たに加わって

表 8 奉天造兵所製造兵器 (1944～45年度)

	1944年4月～11月			1945年2月26日現在		
	製造計画	実績	計画達成率 (%)	製造計画	実績	計画達成率 (%)
30年式銃剣 (挺)	52,700 - 44,700	40,910	92 - 78	56,000 - 95,000	42,816	76 - 45
99式短小銃 (挺)	3,575 - 4,575	2,705	76 - 62	7,000 - 10,000	2,933	42 - 29
99式軽機関銃 (挺)	450	420	93	600	134	22
92式重機関銃 (挺)	100	100	100	100	157	157
銃器補給用部品 (1000円)	720	0	0	2,000	0	0
92式歩兵砲 (門)	30	30	100	30	30	100
97式曲射歩兵砲 (門)	5 - 6	0	0	25 - 30	0	0
41式山砲 (歩兵用) (門)	6 - 9	4	67 - 44	10 - 15	4	40 - 27
12cm迫撃砲 (門)	0 - 5	0	0	20 - 30	0	0
88式7cm野戦高射砲 (門)	3	3	100	3	3	100
同 特 (門)	9	7	78	12 - 16	8	67 - 50
火砲補給用部品 (1000円)	0 - 450	0	0	0 - 1,700	0	0
92式重機関銃用普通実包 (万発)	830 - 880	250 - 300	70 - 65	2,000 - 2,150	580	30 - 32
同上 (銃薬英のもの)	0	311	∞	0	326	∞
1式機動47mm砲用98式榴弾丸 (筒)	15,000 - 18,000	100	0.7 - 0.6	35,000 - 40,000	530	1.5 - 1.3
99式手榴弾甲用信管 (筒)	48万 - 57万	20万6千	43 - 36	104万 - 125万	2万3千	2.2 - 1.8
41式山砲94式榴弾丸 (筒)	25,000	29,500	118	45,000	32,000	71
92式歩兵砲薬英乙 (筒)	10万	580	0.6	100,000	1,580	1.6

出所：1944年4月～11月：「主要兵器生産状況 昭和19年12月20日」(「作業課長合同時に於ける各造兵廠提出書類」C04011010500)、45年2月26日：「主要兵器生産状況 昭和20年2月26日」(「昭和20年2月27日 状況報告 南滿陸軍造兵廠」C13010730600)

(備考)

92式重機関銃用普通実包には、銃薬英のものを含む。

いる。

両銃はノモンハン事件が勃発した1939年に制式化された銃器で⁽²⁴⁾、99式小銃は38式歩兵銃の口径6.5mmを92式重機関銃と同じ7.7mmに拡大して、重機関銃と同じ弾薬が使用できるようにしたものである。ただ、太平洋戦争期に入ると増産が間に合わず、中国戦線では従来の38式歩兵銃が用いられたといわれる。

99式軽機関銃もこのような口径問題を解決するために、それまでの11年式軽機関銃と96式軽機関銃の口径6.5mmを92式重機関銃と同様の7.7mmに拡大したものである。こうして日本陸軍の小銃と機関銃は7.7mm実包が使用できるようになった。

続く表8は、太平洋戦争末期の1944年度とその年度末における兵器の製造計画と実績を見たものである。製造兵器の種類としては、従来からの製造品である30年式銃剣、92式重機関銃、99式短小銃(99式小銃のうち銃身が短いもの)、99式軽機関銃等、表7とほとんど同様の火器が製造されている。

12cm軽迫撃砲⁽²⁵⁾は、2式軽迫撃砲ともよばれ、1942年に制式化された迫撃砲である。満洲事変において、中国軍の使用したフランス製ストークブラン社製81mm迫撃砲に苦戦を

強いられた日本軍は、直ちに92式歩兵砲を制式化するとともに、その後同社から81mm迫撃砲の製造権を購入して後の97式曲射歩兵砲とした。このように、世界中の迫撃砲は同社の81mm迫撃砲となったが、陸軍はより強力な迫撃砲の開発を進め、口径90.5mmの94式軽迫撃砲となった。その後陸軍は、96式中迫撃砲(口径150mm)、96式重迫撃砲(305mm)とより破壊力のある迫撃砲を開発した。このうち、96式中迫撃砲は重すぎたために軽量化した口径120mmの97式試製迫撃砲が開発されたが、さらに軽量化が図られた結果、口径は120mmのまま重量が260kgの2式12cm迫撃砲となった。

同表によって、これらの兵器の製造計画に対する実績を、44年4月～11月(ほぼ44年度に相当)と45年2月末(44年度末)の2期に分けてみると、30年式銃剣と99式軽機関銃、92式重機関銃、92式歩兵砲、88式7cm野戦高射砲は44年4月～11月ではほぼ90%以上の達成率であるが、44年度末の45年2月になると、30年式銃剣は76% - 45%、99式軽機関銃は22%と落ち込みが激しい。

これに対して、92式重機関銃は44年4月～11月の100%が157%と年度末には計画を上回

る実績を上げ、92式歩兵砲と88式野戦高射砲は両時期ともに100%を確保している。

99式短小銃と41式山砲は、44年4月～11には76-62%、67-44%とほぼ計画の半数を製造したが、年度末には29-42%、27-40%と平均して30-40%に下落した。97式曲射歩兵砲と12cm迫撃砲は、両時期とも実績は皆無である。加えて、これら銃器と火器の補給用部品の製造実績も全くない。

総じて太平洋戦争末期の奉天造兵所は、92式重機関銃、92式歩兵砲、88式野戦高射砲は計画どおりの製造実績を上げたが、その他の火器の製造は低調で、生産が全く行なわれない火器があった。しかも補給用部品の製造も皆無であった。おそらく、満洲国内、あるいは日本本土からの兵器素材の供給が滞ったためであろう。

- (1) 東三省兵工廠から奉天造兵所への移行過程については、名古屋頁「東三省兵工廠から奉天造兵所までの変遷」(『日本銃砲史学会』373号、2012年)が詳しい。
- (2) 鈴木邦夫編著『満洲企業史研究』(日本経済評論社、2007年)、138頁。
- (3) 「株式会社奉天造兵所 定款」(『営業報告書史料集成』マイクロフィルム版)。
- (4) 1934年5月9日付の満洲国軍政部軍需司長張益三と株式会社奉天造兵所所長黒崎延次郎との「契約書」(アジア歴史資料センターレアレンスコードC01002001000)。
- (5) 『満洲国政府公報 日訳』第687号(1936年7月4日)(A06031000600)。
- (6) 前掲『満洲企業史研究』138頁。
- (7) 大倉財閥の満洲に於ける投資会社としては、大倉鉱業、大倉事業(傘下に本溪湖煤鉄公司等6社がある)、大倉商事、大倉土木、日清製油、鴨緑江製紙、共栄起業、そして奉天造兵所があるが、奉天造兵所の公称資本金は2500万円で、総額1億7630万円の14.2%を占め、最大の本溪湖煤鉄公司1億円に次ぐ金額であった(「日本財閥の満洲進出企業一覧表」(E18020017400)。
- (8) 「奉天造兵所 第3回営業報告書 康德5年度」

(1938年度)の「株主名簿」(前掲『営業報告書史料集成』)。

- (9) 以下、造兵所の従業員数と収支、作業概要は、同社の「康德8年度 第6回営業報告書」(『営業報告書史料集成』)による。
- (10) 「昭和8年5月13日 遼寧兵工廠ノ状況調査 関東軍野戦兵器廠長 鈴木中佐」(A03032138600)。
- (11) 「旧奉天兵工廠付属土地建造物並器具機械継続貸付ノ件報告」(昭和11年11月14日 関東軍經理部長 鈴木熊太郎)(C04012242000)。
- (12) 「奉天造兵所ニ貸付ノ器具機械整理ニ関スル件」(昭和11年5月20日付)(C01003167700)。
- (13) 「奉天造兵所ニ対シ兵器注文ニ関スル件」(C01003982100)。
- (14) 以下、11年式軽機関銃、92式歩兵砲、89式重擲弾筒の説明は、『日本陸軍兵器集』(KKワールドフォトプレス、1979年)87、106、107頁による。
- (15) 「兵器払下ノ件」(C01002850300)。
- (16) 「兵器払下ノ件」(C01002841300)。
- (17) 以下、3年式重機関銃の説明は、前掲『日本陸軍兵器集』85頁による。
- (18) 以下、41式山砲の説明は、同上書、95頁による。
- (19) 宗像和広・兵頭二十八編著『日本陸軍兵器資料集 泰平組合カタログ』(並木書房、1999年)111頁。
- (20) 7.9mm小銃実包は、38式歩兵銃の実包口径は6.5mmであることから、外国製小銃の実包であろう。
- (21) 天津三星洋行とは、1923年3月の「対華21カ条要求」の廃棄を求めた日貨排斥運動によって店舗等が破壊されるなどの被害を受けた三星洋行の天津支店のことであろう(この事件による被害については、『外務省 支那排日関係雑件 第2巻 8 南京』(B11090318400)に詳細な記述がある。
三星洋行は1927年12月に南京の社屋を南京日本総領事館の臨時事務所及び宿舎として提供し(「外務省 南京領事館内在居留民関係 3B02031872800」)、1937年3月まで下関の同社の一室を南京総領事館下関出張所として貸出していた(「下関警察出張所閉鎖関係」B14090349500)。このように三星洋行は外務省との関係が深く、排日運動の標的になる場合を想定して武装する必要があったと考えられる。
- (22) 『満洲国政府公報日訳』大同2(1933)年5月24日。
- (23) 「陸軍軍需動員計画令」(1933年5月施行)に

よれば、軍需品は第1次・第2次・第3次以下の3級に区分され、第1次軍需品は、軍に直接供用する兵器、被服、糧秣、給養器具、陣中用品、衛生材料、獣医材料、蹄鉄、要塞建設用資材、海運資材並に燃料、消耗品等、第2次軍需品は、第1次軍需品の研究、審査、整備、供給並に輸送に要する原料、材料、燃料、機械、器具、企画図書物件、動力、設備、建築材料、輸送力、輸送設備、消耗品等、第3次以下軍需品は、第2次以下軍需品の生産、格納、供給及び輸送等に要する原料、材料、燃料、機械、器具、企画図書物件、動力、電力、設備、輸送力、消耗品等、とされていた。

つまり、第1次軍需品とは、兵器と被服、糧秣、衛生材料、軍馬の装備品、要塞建設資材、燃料等、軍が必要とする物資であり、第2次以下の軍需品は、第1次軍需品の原材料、燃料、機械、動力、設備、建築材料、輸送設備等、第1次軍需品の整備（民間からの軍需品の取得や軍内部での軍需品の生産）や輸送を支える設備と燃料、第3次以下軍需品は第2次以下軍需品の原材料、生産・格納設備、動力、輸送設備等を指す。

したがって、本稿が分析の対象としている兵器に関しては、完成品としての兵器は第1次軍需品であり、兵器を製造、調達、輸送に要する設備、機械、動力、輸送設備が第2次軍需品となる。

さらに、兵器生産を検討する場合、平時生産業種の戦時生産への転換を考慮する必要がある。例えば平時生産における機械器具工業では、兵器、原動機、蒸気機関、絶縁電線、電気通信機械等の工場は戦時生産にそのまま転換するが、紡績機械工場は戦時には弾丸鑄造、信管等の武器工場に、窯業用及び農業用機械工場は弾丸鑄造工場に、製紙機械工場は火薬製造機械工場に、また金属工業では、鑄物工場は手榴弾、戦車鎧板器材、飛行機、自動車材料部品工場にそれぞれ転換するとされた（前掲「軍需品製造工業5ヶ年計画要綱」別表第1）。

このように、兵器生産は民間機械器具工場や金属工場も業種転換という形でその増産を促していくのであり、機械工業や金属工業の発展を論じる場合は注意が必要である。

(24) 以下、99式小銃と99式軽機関銃の説明は、前掲『日本陸軍兵器集』、76・90頁による。

(25) 以下、12cm迫撃砲の説明は、前掲『日本陸軍

兵器集』108頁による。